

平成 24 年 1 月 30 日

大阪維新の会大阪市会議員団

団長 坂井 良和 様

副団長 辻 淳子 様

幹事長 美延 映夫 様

政調会長 福島 真治 様

総務会長 木下 誠 様

村上 龍一

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 24 年 1 月 24 日付で大阪維新の会大阪市会議員団よりいただきました公開質問状につきまして、以下とのおり回答いたします。

記

労働組合に対する行政財産の目的外使用許可につきましては、財産条例、財産規則に基づき、労働組合からの申請に対して単年度で行っております。従いまして、私と労働組合との間で交わした確認書につきましては、使用許可を与える場合には段階的に減免率を引き下げるという、仮に使用許可されたときの紳士協定的なものであり、複数年の許可を与えたものではありません。しかし、今後はこのような労使馴れ合いは改めてまいります。

また、労働組合事務室の使用許可につきましては、平成 24 年度は許可をしない方針で速やかに退去を求めております。しかしながら、その当時、減免を全廃するという発想に至らなかったことについては反省しています。

なお、これまで許可してまいりました各組合支部への庁舎スペースの便宜供与につきましては、平成 24 年 1 月 18 日付で取り消す通知をいたしました。

市長から、労働組合と市役所の体質は早急にリセットするとの方針を受け、現在の労使交渉のルールや組合事務所の便宜供与等を見直すため、条例案を検討するなど労使関係の適正化を図ってまいります。

また、職員の政治的活動につきましては、行政と政治を厳格に区分けし、政治的中立性を確保するため、まずは実態を調査し、外部有識者の意見をお聞きしながら、厳格なルールづくりを行います。

労使関係の適正化につきましては、不十分であったと言わざるを得ず、深く反省しております。今後は立場を考え、より一層厳格に対応してまいりますので、よろしくお願ひいたします。